

## 第 4 号議案参考資料

### 議 案 名

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料及び勤勉手当の改定をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

令和 4 年 1 2 月の勤勉手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）。（第 1 7 条の 7 関係）

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

令和 4 年 4 月以後の給料表を改定し、給料月額を平均 0 . 1 % 引き上げる。（別表関係）

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

令和 5 年以後の勤勉手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。（第 1 7 条の 7 関係）

(表) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

再任用職員以外の職員

年度	区分	6月	12月	合計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	1.20	1.20	2.40	4.30 (月分)
	勤勉手当	0.95	0.95	1.90	
令和4年度 (改正後)	期末手当	1.20	1.20	2.40	4.40 (月分)
	勤勉手当	0.95	1.05	2.00	
令和5年度 以後	期末手当	1.20	1.20	2.40	4.40 (月分)
	勤勉手当	1.00	1.00	2.00	

太枠内が改正部分

再任用職員

年度	区分	6月	12月	合計	総支給割合
令和4年度 (現行)	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.25 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	
令和4年度 (改正後)	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.30 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.500	0.95	
令和5年度 以後	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.30 (月分)
	勤勉手当	0.475	0.475	0.95	

太枠内が改正部分

3 施行期日

令和5年3月1日(改正条例第3条の規定は、令和5年4月1日)